

柏行審第25号  
令和4年8月4日

柏市長 太田和美様

柏市行政不服及び情報公開  
・個人情報保護審議会  
会長 神谷敦宏

### 審査請求に対する答申について

令和4年2月16日付け柏市保第2197号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った令和3年12月24日付けの保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和3年12月13日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

令和3年10月25日以降に取得された戸籍証明の請求の申請書についての開示 本人含む

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

ア 令和3年10月25日付け戸籍証明書等請求書

イ 令和3年12月6日付け戸籍証明書等請求書及び添付された委任状

(3) 実施機関は、本件保有個人情報に条例第18条第3号本文に該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に

対し，条例第22条第1項の規定により，令和3年12月24日付けで保有個人情報部分開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は，本件保有個人情報の部分開示決定を不服として，行政不服審査法第2条の規定により，令和3年12月24日付けで実施機関に対し，審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し，保有個人情報の全部を開示する処分を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書，反論書等で主張する要旨は，次のとおりである。

ア 不正委任状により私の戸籍が取得された。

イ 私の戸籍が，本人の同意もなく請求され，2通も取得できた。

ウ 申請が認められていない兄弟間でも，ワープロで清書し，認印で作成した戸籍上の親の委任状があれば，戸籍が取得できてしまう。これは行政の穴である。

エ 開示を請求した資料は，遺産相続の資料として必要である。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は，次のとおりである。

次の情報は，開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

(1) 保有個人情報(令和3年10月25日付け分)の内容のうち，柏市窓口業務受託事業者の従業員の氏

(2) 保有個人情報(令和3年12月6日付け分)の内容のうち，当該請求書に記載された次の事項

ア 現に請求の任に当たっている者(「窓口に来た方」)の住所，電話番号，氏名，フリガナ，生年月日及び本人確認書類の種類

イ 請求者の住所，氏名，フリガナ，生年月日及び戸籍に記載された方との関係

ウ 柏市窓口業務受託事業者の従業員の氏

- (3) 保有個人情報（令和3年12月6日付け分）の内容のうち、委任状に記載された代理人及び委任者の住所、生年月日、氏名及び印

## 5 当審議会の判断

### (1) 本件保有個人情報について

#### ア 本件保有個人情報の概要

##### (ア) 戸籍証明書等請求書

戸籍の証明書等を請求する際に使用する請求書であって、柏市が作成し、窓口や柏市ホームページ等で公表しているもの。当該請求書には、次の事項を記載する欄がある。

- a 窓口に来た方に係る住所、電話番号、氏名、フリガナ及び生年月日
- b 依頼人がいる場合において記載する「請求者」に係る住所、電話番号、氏名、フリガナ及び生年月日
- c 必要とする証明書の本籍並びに筆頭者及び抄本を希望する場合のみ対象者の氏名及び生年月日
- d 必要とする証明書の戸籍に記載されている方との関係
- e 請求理由
- f 請求権を確認するための権限書類の種類
- g 請求する証明書の種類及び通数
- h 請求の任に当たっている者の本人確認書類の種類
- i 当該請求を受付及び請求に対する証明書を作成した柏市窓口業務受託事業者の従業員のサイン並びに当該請求の確認を行った柏市職員のサイン

なお、サインは該当者の氏等を記載している。

##### (イ) 委任状

戸籍の証明書等を請求する際に、請求者が代理人に手続きを依頼した場合に、当該代理人が行う手続きが間違いなく本人から委任されていることを証明するものであり、委任者及び受任者の氏名、委任事項等が記載されている。

#### イ 実施機関による処分

実施機関は、本件保有個人情報のうち、4(1)から(3)までに掲げる情報を条例第18条第3号本文に該当するとし

て、不開示とした。

(2) 条例第18条第3号の該当性について

ア 条例の趣旨

(ア) 条例第18条第3号本文

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とするものである。

(イ) 条例第18条第3号ただし書イ

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきである。しかし、これに優越する利益がある場合は、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難いため、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、開示することとしたものである。「開示することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益と、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人情報の中にはセンシティブな性格が強いものから社会的な性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産等の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要である。

イ 該当性の検討

(ア) 4（1）から（3）までに掲げる情報について、当審議会で確認したところ、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

よって、条例第18条第3号本文に該当する情報である。

(イ) 当該情報が、「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かについて確認した。

口頭意見陳述の際，開示請求者より，開示請求者が主張する財産は母親名義の預金のことであり，取得された戸籍は父親の遺言書の検認手続に使用された可能性があるとの言及があった。「検認」とは，相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに，遺言書の形状，加除訂正の状態，日付，署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続に過ぎない。

このことから，当該情報を開示することが母親名義の預金を保護することに直接的につながっているとは認められず，「人の財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」に該当しない。

(ウ) なお，実施機関は，戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条等（委任規則を含む。）の規定，「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」（平成20年4月7日民一第1000号民事局長通達）等を事務処理の根拠として戸籍の証明書を発行している。また，委任状に関して，同通達第1の6の（4）本文及び同（4）ただし書の規定により事務を行っている。本件処分に係る市の窓口対応はこれらの規定に基づいて行われている。

### (3) 結論

以上検討したとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

## 6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 2 月 1 6 日	諮問

2月18日	第1回審議（事務局から概要を説明）
3月10日	審査請求人の反論書の收受
3月25日	第2回審議
5月6日	第3回審議（審査請求人の意見陳述及び審議）
5月31日	第4回審議
7月8日	第5回審議
7月13日	第6回審議
8月4日	答申